



環 審 第 9 号  
平成 31 年 3 月 5 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境審議会  
会長 竹村 明洋



沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正  
(案) について (答申)

平成 31 年 2 月 14 日付け沖縄県諮問環第 21-2 号で諮問のあったみだしのこと  
については、原案のとおり定めることが適当である。



**沖縄県生活環境保全条例施行規則に  
定める土壌基準の一部改正（案）**

**沖 縄 県**

# 沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）の概要の説明

## 1 件名

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）

## 2 沖縄県環境審議会に諮問する理由

土壌汚染対策法で定める特定有害物質（全26物質）のうち、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に改正されることを踏まえ、沖縄県生活環境保全条例施行規則で定める特定有害物質も同様に改正を行う。

沖縄県生活環境保全条例では、土壌基準の設定、変更及び廃止に関しては、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならないと定められている。（沖縄県生活環境保全条例第38条第4項で準用する第7条第3項）

## 3 改正の経緯及び必要性

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）で定める「特定有害物質」については、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、従来の「シス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせた「1,2-ジクロロエチレン」に改正される（平成31年4月施行）。沖縄県生活環境保全条例施行規則で定める特定有害物質及び土壌基準は、土壌汚染対策法の特定有害物質、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準と同様としていることから、これらを改正する必要がある。

### 【土壌汚染対策法の動向】

平成25年10月、環境大臣から中央環境審議会に対し「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」と題する諮問が行われ、平成30年6月に、シス-1,2-ジクロロエチレンにトランス体を追加して1,2-ジクロロエチレンに改正することなどが盛り込まれた答申がなされた。

当該答申及びパブリックコメントを踏まえ、クロロエチレンに係る基準等について政省令等の改正を行った。

## 4 改正案の概要

沖縄県生活環境保全条例施行規則別表10に掲げる「特定有害物質の種類」のうち「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改正する。

## 5 根拠法令

- (1) 沖縄県生活環境保全条例（平成20年条例第43号）
- (2) 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年規則第49号）
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (4) 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
- (5) 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第283号）